



## 第3次

# 厚真町地球温暖化対策実行計画

【厚真町の事務・事業における温室効果ガス削減計画】

令和2年度～令和6年度

---

令和2年4月

厚 真 町

# 目 次

## 第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 計画期間・基準年度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
4. 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
5. 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 温室効果ガス排出量の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 温室効果ガス排出量の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3. 基準年度の温室効果ガス排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 第3章 具体的な取組

1. 省エネルギーの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2. 省資源の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

## 第4章 計画の推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
2. 点検体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
3. 進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
4. 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

## 第1章 基本的事項

### 1. 計画策定の背景

世界的規模の人口増加や経済活動の発展に伴い、大量の廃棄物の排出、日常生活や事業活動により石油や石炭などの化石燃料を消費することに伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が高くなり地球の温暖化など様々な地球環境問題が表面化してきました。

特に課題の大きい温暖化対策に関する国際的な取り組みとして、1997年に先進国の温室効果ガス排出量の削減目標を定めた「京都議定書」が採択されています。

これらの国際的な動向を受けて、国内では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成11年に施行され、地方公共団体には自らが実施する事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための計画（以下、「実行計画」という。）の策定が義務付けられました。

### 2. 計画目的

実行計画は、地球温暖化対策法第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられています。

本町では、持続可能な社会の実現に地域から取り組んでいくために、平成17年9月に「厚真町環境対策実行計画」を策定し、環境施策を総合的にかつ計画的に推進するとともに平成22年度に「厚真町地球温暖化対策実行計画」を策定し、町自らが大規模な事業者として、町の事務事業の実施に伴う環境負荷の低減と温室効果ガスの排出抑制に率先して取り組んできました。

本計画は、町が事業者として取り組む事務事業に係る温暖化対策をより一層推進するとともに、併せてエネルギーの使用の合理化などの省エネルギー対策に積極的に取り組んでいくために、第一次計画の成果と課題を踏まえ新たに策定するものであります。

### 3. 計画期間・基準年度

計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とし、基準年度は平成20年度とします。

#### 4. 対象範囲

実行計画の対象は、本町が実施している事務・事業とし、指定管理者制度を導入している施設は対象としません。

対象施設は、以下のとおりとします。

#### 対 象 施 設

課 名	施 設 等 の 範 囲
総 務 課	役場庁舎、母子センター、屋外拡声器、公用車
住 民 課	総合ケアセンター、総合福祉センター、いきいきサポートサロン、児童会館、こども園つみき、宮の森こども園、厚真葬苑、公衆トイレ、防犯灯、公用車
まちづくり推進課	公用車
産 業 経 済 課	大沼野営場、本郷特産品販売広場、公用車、担い手育成センター、サテライトオフィスA棟、サテライトオフィスB棟、シェアサテライトオフィス
建 設 課	公園、街路灯、公営住宅（共用部分）、上・下水道施設、ゲートボール場、公用車
上 厚 真 支 所	厚南会館
生 涯 学 習 課	小学校、中学校、学校給食センター、青少年センター創作館、発掘整理事務所、スポーツセンター、スタードーム、スケートリンク、野球場、パークゴルフ場、公用車

#### 5. 対象とする温室効果ガス

実行計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)とします。

二酸化炭素の原因物質は、ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPガス、電気、メタン、一酸化二窒素は、自動車の走行に伴い排出されます。

## 第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

### 1. 温室効果ガス排出量の推移

第2次厚真町地球温暖化対策実行計画における温室効果ガス排出量の推移は、次のとおりです。

温室効果ガス排出量の推移（増減率：対20年度）

活動の種類			活動量			二酸化炭素排出量(kg-co2)		
			H20年度	R元年度	増減率%	H20年度	R元年度	増減率%
燃料 使用 量	ガソリン	ℓ	23,447	30,395	30	54,398	70,518	30
	軽油	ℓ	25,235	18,326	△28	66,116	47,281	△28
	灯油	ℓ	69,582	61,155	△12	173,259	152,276	△12
	A重油	ℓ	304,800	201,056	△34	826,008	544,862	△34
	LPガス	m <sup>3</sup>	807	682	△16	4,843	4,092	△16
電気使用量	kwh	3,034,079	4,317,601	42	1,784,039	2,594,878	45	
公用車走行量	km	346,149	1,046,592	202	2,950	8,331	182	
合計					2,911,613	3,422,238	18	

### 2. 温室効果ガス排出量の状況

本町の事務・事業における令和元年度の二酸化炭素排出量は、基準年度と比較して全体で18パーセントの増加となっている。

活動量の状況としては、二酸化炭素排出量の76パーセントを占める電気使用量が42パーセントの増加となっている。

公用車の保有台数が大幅に増えたことにより、走行量も増加し、ガソリンの活動量が増加している。

軽油、灯油、A重油、LPガスにおいては、減少となっている。

### 3. 基準年度の温室効果ガス排出量

本町の事務・事業における基準年度の温室効果ガス（二酸化炭素換算）は、約2,912トンで、そのうち電気に係る排出割合が6割を占めています。

町の事務・事業に伴う二酸化炭素排出量 (基準年度：平成20年度)

活動の種類		活動量		二酸化炭素 排出量 Kg-CO <sub>2</sub>	排出割合 %	
燃料 使用 量	ガソリン	施設	1,832.40	ℓ	4,251	0.1
		公用車	21,614.81	ℓ	50,147	1.7
	軽油	施設	616.37	ℓ	1,615	0.1
		公用車	24,618.91	ℓ	64,501	2.2
	灯油		69,582.00	ℓ	173,259	5.9
	A重油		304,800.00	ℓ	826,008	28.4
	LPガス		807.20	m <sup>3</sup>	4,843	0.2
電気使用量		3,034,079.00	Kwh	1,784,039	61.3	
小計				2,908,663	99.9	
公用車の走行量		ガソリン	233,657	km	2,111	0.1
		軽油	112,492	km	839	
小計		346,149	km	2,950	0.1	
合計					2,911,613	100.0

※公用車の走行に伴い発生するメタンと一酸化二窒素は、二酸化炭素に換算

#### 4. 削減目標

温室効果ガスの削減目標は、次のとおりとします。

令和元年度の実績において、第2次計画の削減目標に達していないことから、令和6年度までに温室効果ガス総排出量を平成20年度の総排出量より全体で6%削減します。

#### 温室効果ガスの排出削減目標

活動の種類		基準年度(平成20年度)		実績値(令和元年度)			目標値(令和6年度)			
		活動量	二酸化炭素排出量 Kg-CO2	活動量	二酸化炭素排出量 Kg-CO2	増減率 %	活動量	二酸化炭素排出量 Kg-CO2	削減率 %	
燃料 使用 量	ガソリン	23,447	ℓ	54,398	30,395	70,518	30	22,040	51,134	6
	軽油	25,235	ℓ	66,116	18,326	47,281	△28	23,720	62,149	6
	灯油	69,582	ℓ	173,259	61,155	152,276	△12	65,407	162,863	6
	A重油	304,800	ℓ	826,008	201,056	544,862	△34	286,512	776,448	6
	LPガス	807	m <sup>3</sup>	4,843	682	4,092	△16	758	4,552	6
電気使用量	3,034,079	kwh	1,784,039	4,317,601	2,594,878	45	2,852,035	1,676,997	6	
小計			2,908,663		3,413,907	17		2,734,143	6	
公用車走行量	346,149	km	2,950	1,046,592	8,331	182	346,149	2,950	0	
合計			2,911,613		3,422,238	18		2,737,093	6	

## 第3章 具体的な取組

### 1. 省エネルギーの推進

温室効果ガスの排出を抑制する省エネルギーに積極的に取り組むことにより事務事業から排出する温室効果ガスの抑制に努める。

施設の新築、改築時には、環境に配慮した工法を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設整備に努める。また、太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入する。

電機製品やOA機器は、排出電力量ができるだけ少ない製品を導入することがエネルギー資源の保全や温室効果ガスの排出量削減に効果的である。

OA機器、家電製品、照明機器、自動車等については、エネルギー消費効率が高い機器の導入を図る必要がある。

低燃費・低公害車の導入は、地球温暖化対策の重要な柱となる。低公害車は、窒素酸化物、二酸化炭素の大気汚染物質の排出量が少ない自動車である。また、低燃費車は、燃料消費効率が高いので、そのことにより二酸化炭素の排出量が削減される。

#### (1) 電気使用量の削減

- ① 不必要な電気製品の電源を切る。
- ② 昼休み、不必要時の照明の消灯をする。
- ③ 退庁時の消灯を徹底する。
- ④ ノー残業デーを計画し徹底する。
- ⑤ 照明灯・電気機器を省エネ型に切り替える。

#### (2) 灯油使用量の削減

- ① 適温【冷房：28度、暖房：20度】での室温管理をする。
- ② 個別暖房機器の適正な使用・管理

#### (3) A重油使用量の削減

- ① 適温【冷房：28度、暖房：20度】での室温管理をする。
- ② クールビズ、ウォームビズに心がけ、適正な室温管理をする。

#### (4) 自動車使用量の削減

- ① 使用時の走行ルート合理化に努める。
- ② 停車時は、アイドリングストップをする。
- ③ 急発進・急加速を止め、経済走行を励行する。



- ④ 走行距離の多い車の低公害車、低燃費車への切り替えをする。
- ⑤ 車両の暖気運転を短縮する。

## 2 省資源の推進

紙類の使用量の削減については、森林資源の保全、廃棄物の削減など重要な取り組みとなっています。

また、OA化に伴う不要なプリントアウトやコピーなどの紙の使用を減らすことにより、紙ごみの排出量を削減して、廃棄物の搬送エネルギーの節約になります。

水の有効利用は、上水場、下水処理施設等のエネルギー使用量の削減になり、温室効果ガスの排出量削減に効果があります。

### (1) コピー用紙購入量の削減

- ① 両面コピー、裏面コピーの徹底をする。
- ② 文書をよく確認してからプリントアウトやコピーをする。
- ③ リサイクル用紙の購入に努める。
- ④ 再利用用コピー用紙の保管場所を整備する。

### (2) 水使用量の削減

- ① 日常的に節水を心がける。
- ② 適正な給水圧力の徹底をする。
- ③ 自動水栓、節水コマなど節水機器の導入に努める。

## 第4章 計画の推進・点検体制及び進捗状況の公表

### 1. 推進体制

#### (1) 推進責任者

課長、参事、支所長、事務局長を推進責任者とし、計画の推進及び実施状況の把握とともに関係職員への取り組みの実施を指導します。

#### (2) 推進員

推進員を各グループ等に配置し、職員への周知と職員が円滑に実践できるような連絡調整を図ります。

#### (3) 事務局

事務局を住民課町民生活グループに置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

### 2. 点検体制

計画は、推進体制により定期的な進捗状況の把握を行い、年1回の点検評価を行います。

### 3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回、広報誌やホームページ等により公表します。

### 4. 計画の見直し

本計画に掲げた温室効果ガスの削減目標達成に向けた削減の状況を毎年度認し、温室効果ガス排出状況を踏まえ、必要に応じて活動の内容や目標の見直しを図り、継続的な対応を図ります。

# 【推 進 体 制】

